平成２９年（フ）第１３６９号
福岡県春日市昇町７丁目56番地　森山ハイツ603号
債務者　舩越　眞彦
1　決定年月日時　平成29年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　博之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月16日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４６８号
北九州市小倉南区田原新町１丁目15番10号
債務者　新田　知尚
1　決定年月日時　平成29年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　根岸　大将
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１２７８号
福岡市中央区春吉３丁目22番24―2303号
債務者　山口　康平
1　決定年月日時　平成29年９月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白石　直己
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２１８号
福岡県春日市塚原台１丁目52番地
債務者　井本貴代子
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹永光太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第３５２号
相模原市南区東林間１丁目25番２号　相模原荘401Ｃ
債務者　井上　幸男
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第３１２号
静岡県沼津市志下153番地の２
債務者　田中　秀和
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第３５１号
熊本市北区清水新地５丁目９番２―407号
債務者　福島久美子（旧姓川藤）
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１５号
北海道虻田郡ニセコ町字有島150番地19
債務者　田部井京子
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２９年（フ）第４９７号
埼玉県八潮市緑町１丁目13番地４　ル・シック八潮102
債務者　伊藤　鈴子
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２４３号
埼玉県児玉郡上里町大字神保原町128番地７
債務者　福原みどり
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第３８８号
大阪府岸和田市岸城町20番17号　ドリーム岸城303号
債務者　貫戸　輝夫
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３９４号
大阪府岸和田市大手町８番21―203号、前住所大阪府岸和田市土生町1518番地の１セジュール池内Ｉ202号
債務者　古谷　雅幸
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３９５号
大阪府泉大津市千原町２丁目13番２号
債務者　川北美智子
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３９８号
大阪府貝塚市堀597番地８棟408号
債務者　加納　直喜
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３９９号
大阪府和泉市池田下町1779番地の３ファミリープラザＣ棟904号室、前住所大阪府堺市南区若松台３丁31番７－４号
債務者　青木　　浩
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４０１号
大阪府泉南市信達大苗代62番地　泉南一丘団地15棟408号、前住所大阪府和泉市府中町752番地の１　レオパレス向日葵205号
債務者　川人美由紀（旧姓森本）
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４０３号
大阪府岸和田市磯上町５丁目８番14―205号
債務者　山元　清志
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係